

令和8年度箕面市 認可保育施設等 指導監査実施方針

この方針は「箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱」に基づいて、各年度における指導監査の基本的な考え方や具体的実施方法等を定め、計画的に指導監査を実施するために策定する。

1 基本的考え方

本市においては、これまで認可保育施設等が、市民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、大阪府と相互に連携し指導監査を実施してきた。

認可保育施設等の指導監査（以下「施設監査」という。）においては、利用者のニーズに応じた良質で適切な福祉サービスを提供することができるよう、適切な施設運営及びサービスの提供体制等の確保を図るものとする。

2 指導監査の実施方法及び具体的取扱いについて

指導監査は、実地による一般監査を基本とし、市内の認可保育施設等に対して実施するものとする。なお、必要がある場合は、リモートや書面による指導監査も実施できるものとする。実施にあたっては、事前書類のやり取りなど、できるだけ、施設側の事務的な負担を軽減するように努める。

また、今年度の指導監査については、過去の指摘事項の内容を踏まえ、施設が不得手とするところの指導や助言を行い、より適正な運営が自律的に行うことができるように努める。

なお、指導監査全般の具体的な取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 認可保育施設等に対する指導監査の実施について

指導監査の対象は、保育所、幼保連携型認定こども園とし、施設種別ごとに定められた個別法及び指導監査実施要綱に基づき指導監査を実施する。

(2) 関係行政機関等との連携による指導監査の実施

大阪府等関係行政機関と共管する施設については、相互に情報の交換を図る等、緊密に連携しながら合同又は同時指導監査を実施し、より効果的な指導監査に努める。また、必要に応じて当該事業担当と連携及び協力して指導監査を実施する。

(3) 会計の専門家を同行させた指導監査の実施

指導監査の充実を図るため、必要に応じて市が非常勤として嘱託した公認会計士の資格を有する会計指導員を同行させて指導監査を実施する。

(4) 随時指導監査の実施

認可保育施設等において、運営等に問題が発生した場合や利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる場合は、随時に指導監査を実施する。

(5) 特別監査の実施

認可保育施設等が、一般監査による度重なる指導にもかかわらず正当な理由もなく改善を行わない場合及び不祥事案を起こした場合又はそのおそれがあると認められる場合には、特別監査を実施する。

特別監査の手法については、その監査の目的となる問題に特化して行うなど、状況に応じて指導監査を行うことができるものとする。

(6) 計画的な指導監査の実施

指導監査を確実に実施するために、広域幼児育成課は以下の確認・進行管理を徹底する。

① 監査の進行管理の徹底

(ア) 広域幼児育成課長は、指導、監査業務の年間、月間、週間の各スケジュールの課内共有を行う。

(イ) 広域幼児育成課長は、監査に着手した案件別に監査執行管理表を作成する。

(ウ) 広域幼児育成課長は、毎週末に年間、月間、週間の各スケジュールを確認するとともに、監査執行管理表により進捗状況の確認・進行管理を徹底する。

② 進行の遅れに対する組織的な対応

(ア) 広域幼児育成課長は、進捗管理において遅れが生じていること、あるいは業務の重複などにより遅れが生じる見込みが判明したときは、速やかに部長に報告するとともに、課内での応援体制をとるほか、預かった書類はコピーをとって返却するなど監査対象の業務に大きな支障をきたさない措置を行う。

(イ) 上記の報告を受けた部長は、その後の対応について確認し、業務の過

度な集中が認められるときは部内での応援体制をとる。

③ 監査担当者の業務

(ア) 監査の執行

- ・ 着手した案件に関する監査執行管理表に基づく監査を執行する。
- ・ 毎週末に監査の執行状況を広域幼児育成課長へ報告する。
- ・ 監査執行管理表に記載の予定より遅れる事項に気づいた場合は、気づいた時点で広域幼児育成課長に報告し、指示を仰ぐ。

(イ) 監査対象認可保育施設等からの申出・連絡への対応

- ・ 監査対象認可保育施設等からの申出・連絡について、毎朝、広域幼児育成課長に報告する。
- ・ 監査対象認可保育施設等からの申出・連絡に対し、広域幼児育成課長から指示された対応を行う。
- ・ 広域幼児育成課長から指示された対応を行った結果を対応直後に広域幼児育成課長に報告し、追加の対応について指示がなくなるまで対応と報告を繰り返す。

3 指導監査事項について

(1) 施設監査における指導監査事項

I 運営の適正実施の確保

【施設運営関係】

- ① 適切な事業計画の策定
- ② 人事管理の適正化
- ③ 就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備等
- ④ 設備及び運営基準に基づく施設設備の適切な維持管理
- ⑤ 感染症及び食中毒対策の確立
- ⑥ 個人情報の適正な取扱いの確保（個人情報保護規程の整備）

【施設会計関係】

- ① 会計経理の適正運用
- ② 法人会計基準及び経理規程等に基づく会計経理及び契約
- ③ 保護者徴収金等の取扱い
- ④ 措置費等の弾力運用に係る要件遵守及び適正な会計処理等

【その他】

- ① 安全確保対策の充実強化

(ア) 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保

- (イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備
- ② 不祥事防止対策の確立
 - (ア) 施設の会計事務処理の執行管理体制の強化
 - (イ) 相互牽制機能の強化及び内部監査の実効性の確保、外部監査の導入
- ③ 自主的情報開示の推進（提供するサービスの内容、業務及び財務内容）

II 適切な利用者支援の確保

- ① 利用者の意向及び希望の尊重
- ② 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保
- ③ 虐待防止への取組み
- ④ 利用者支援の充実
- ⑤ 事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応

III 必要な職員の確保と職員処遇の充実

- ① 職員の確保及び定着化
- ② 労働時間の短縮等労働条件の改善
 - (ア) 労働時間と休憩等の取扱い
 - (イ) 夜勤、宿日直の取扱い
 - (ウ) 職員健康診断の適正な実施
 - (エ) 退職手当共済制度への加入の適正化
 - (オ) 業務体制の確立と業務省力化の推進
 - (カ) 職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）
 - (キ) 福利厚生等の士気高揚策の充実

4 改善状況の確認

指導監査の結果、法人及び認可保育施設等に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を必要に応じて求めることとし、その内容を精査した上で、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長等からの説明を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。